

第 34 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 4 月 27 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 35 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（2 名）

3 番	大野	和也
22 番	高野	英一

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について
- 第 2 号 平成 29 年度十勝農業委員連合会通常総会について
- 第 3 号 平成 29 年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について
- 第 4 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第5号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

議案

- 第1号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |
| | 農地振興係主事補 | 折笠 亜衣 |

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第34回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、18番森委員、19番鯖戸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番大野委員、22番高野委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」。次の通り報告いたします。幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定により、次のとおり専決処分したので報告し承認を求めます。職員の異動の内容につきましては、平成29年4月1日付けの人事異動でございます。高橋宏邦前事務局長がこども課長へ配属となっております。後任といたしまして、農業委員会事務局長に廣瀬紀幸が配属となっております。以上報告の内容とさせていただきます。
議長	ただ今、事務局から4月1日付けの人事異動について報告がありました。ここで職員の紹介をいたします。事務局お願いします。
廣瀬	先ほど、ご紹介がありましたように4月1日付け人事異動で農業委員会事務

	局長の拝命をされました。5年間農業振興公社、それ以前は農業委員会忠類支局で農業委員の皆様には本当にお世話になり、またご迷惑をお掛けして来たのではないかなと思っております。今度は、前事務局長のようにうまくできるかどうかはわかりませんが、精一杯頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	次に報告第2号「平成29年度十勝農業委員連合会通常総会について」を議題といたします。 私のほうから報告させていただきます。平成29年度十勝農業委員会連合会通常総会について報告第2号資料をご覧ください。去る4月14日に十勝プラザにおいて、平成29年度十勝農業委員会連合会通常総会が開催され、私が出席いたしました。議案審議では、報告第1号「平成28年度事業報告」から議案第4号「十勝農業委員会連合会表彰規程の一部改正(案)について」までの報告3件、議案4件の全てが承認・決定されました。平成29年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金についてであります。本町は耕地面積割、経営体割合わせて前年度比2,000円減の261,000円となっております。議案第3号の十勝農業委員会連合会の重点要請につきましては、この要請文を持って5月29日に開催されます全国農業委員会会長大会に併せまして、同日に北海道選出国會議員へ、また、翌30日にも要請活動を行うものであります。また議案第4号の表彰規程の一部改正につきましては、昨年度北海道農業会議が一般財団法人となったことに伴い、名称等が変更となったことから一部改正されています。詳しくは、後ほど総会議案をご覧くださいと思います。以上で報告とさせていただきます。
議長	報告第2号について、何かご質問等ございませんか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「平成29年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について」を議題といたします。事務局から報告いたします。
事務局	報告第3号「平成29年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について」。 私から報告いたします。報告第3号別添の資料をご覧ください。去る4月14日に十勝プラザにおいて、北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され谷内会長と私が出席いたしました。資料をお開きください。左側のページ「平成30年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について」でございますが、各地方農業委員会連合会における検討を踏まえ北海道農業会議で修正後内容を決定し、本道選出国會議員に対し要請活動を行うものであります。資料右側のページになりますが、要請活動につきましては先ほど会長から報告のありましたとおりでございます。要望原案は、ここから10ページにわたり大きく6項目について記載されておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。次に口頭での説明となりますが、まず「農業者年金の加入促進について」でございます。平成27年度に本町の女性の新規加入者が、全国で8位となったということで、昨年度全道農業者年金協議会総

	会において表彰されました。今後においても「制度について知らなかった」と言われないように、加入促進にご協力願いたいとのことであります。また、「情報提供活動の取組と全国農業新聞普及推進について」ということで、農業委員会、都道府県農業会議や全国農業会議所の業務として「情報提供活動」が農業委員会法に位置づけられました。特に全国農業新聞の普及ということで、7月の改選により退任される委員さんには引き続き購読を、そして新しい農業委員さんには新規購読をお願いしたいとのことであります。資料の後ろから3枚目をご覧ください。改正農業委員会法施行に伴う条例改正並びに農業委員等候補者選任に関する実施状況についてであります。調査対象の全農業委員会からの回答はない状況であります、定数につきましては全道で増加が30パーセント、増減なしが55パーセント、減少が15パーセントとなっております。詳細につきましては、資料を後ほどご覧いただきたいと思います。資料の最後の2枚は、本年度の道農業会議主催研修会・会議のスケジュールを記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議長	報告第3号について、何かご質問等ございませんか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第4号の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、3法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号について何かご質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
議長	次に、報告第5号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番から6番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書2ページ、3ページに記載されております6件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番から6番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 5 号 1 番から 6 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番、2 番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第 1 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】 以上の案件につきましては、通路の設置及び農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。2 番の案件につきましては非農地であるため現地調査は実施しておりません。除外の要件につきましてはすべて要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番の通路設置に係る農用地区域からの除外、及び 2 番の農家住宅建設に係る農用地区域からの除外については、特に問題がないということですのでよろしいですか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番、2 番は特に問題なしと答申することに決定いたしました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
14 番	14 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号5番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番から8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書3ページ、4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番から8番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号9番、10番につきましては、鯖戸委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第2号9番、10番について事務局から説明をいたします。

(19番 鯖戸委員退席)

事務局

【議案第2号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書5ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は鯖戸委員であります。議事参与の制限に該当するため私の方から説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。

(19番 鯖戸委員着席)

議長

次に議案第2号11番、12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号11番、12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書6ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番、12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番、14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件は今年20日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番、16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書8ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番	18 番説明いたします。これらの案件は毎月 20 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 15 番、16 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 15 番、16 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 17 番、18 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 17 番、18 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 9 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。これらの案件は毎月 20 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 17 番、18 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 17 番、18 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 19 番、20 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号19番、20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番説明いたします。これらの案件は毎月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番、20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号21番、22番につきましては、白木委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第2号21番、22番について事務局から説明をいたします。

(13番 白木委員退席)

事務局

【議案第2号21、22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番説明いたします。これらの案件は毎月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号番21番、22番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号21番、22番は原案のとおり可決されました。
	(13番 白木委員着席)
議長	次に議案第2号23番、24番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号23番、24番について議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は別添調査書12ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。これらの案件につきましては、本来地区担当委員は高野委員ですが、本日総会欠席のため私から説明いたします。本案件は毎月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号23番、24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号23番、24番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第2号25番、26番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第2号25番、26番について事務局から説明をいたします。
	(10番 渡邊委員退席)
事務局	【議案第2号25番、26番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 13 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番 11 番説明いたします。これらの案件は毎月 19 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 25 番、26 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 25 番、26 番は原案のとおり可決されました。

(10 番 渡邊委員 着席)

議長 次に議案第 2 号 27 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 27 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 14 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番 25 番説明いたします。この案件は今年 2 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で議案の朗読と説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 27 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号27番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号28番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書14ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は道公社から借受けしている農地の利用権を経営主変更に伴い、移転するものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号28番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号29番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号29番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書15ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。この案件は平成23年1月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号29番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号29番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番につきましては、菅野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第3号1番について事務局から説明をいたします。 (11番 菅野委員退席)
事務局	【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】 本件につきましては農地の交換耕作案件でありまして、申請人がそれぞれの農地が所在する農業委員会の許可を受けなければならない農地法第3条許可申請が必要な案件であります。利用する権利の種類といたしましては「その他の使用及び収益を目的とする権利設定」に該当するものとなります。権利の設定を受ける町外の農業者につきましては、平成24年の農地法改正から施行された農業委員会が農地法第3条許可申請書を審査する際は、申請人又はその世帯員等がその農業委員会の管轄区域外に耕作権等を有する農地等を含めた確認事務として「出作・入り作に係る耕作農地等情報の提供」を行わなければならないと指示されております。このことから、町外農業者の管轄区域である農業委員会に調査依頼をし、回答内容に基づき本申請内容は適切なものであると確認済みであります。内容につきましては農地法第3条調査書1ページに記載されておりますように農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10番	10番説明いたします。この案件につきましては、今月19日に井田委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。
(11番 菅野委員着席)

議長

次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借でありますので周辺農地への影響がないと考えております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番

12番説明いたします。この案件は、親子間の使用貸借でありますので周辺農地への影響がないと考えております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】 本案件につきましては、農業経営を個人経営から法人経営に移行する農地所有適格法人設立に伴う農地の貸付け案件であります。内容につきましては別添調査書4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため所有農地を法人に対し使用貸借するものであり、周辺農地への影響はないものと考えております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。ここで3時05分まで会議を休憩いたします。
議長	休憩を解き、会議を再開いたします。次に議案第3号5番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。この案件は毎月 19 日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 5 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 6 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 6 番について議案書をもとに朗読】
	この案件は別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。この案件は毎月 19 日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 7 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 7 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は大野委員でございますが本日総会に欠席されておりますので私の方から説明させていただきます。この案件は、今月 19 日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 7 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号 8 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 8 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番 25 番説明いたします。この案件は、今月 19 日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第3号8番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号9番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号9番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番説明いたします。この案件は本月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号9番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号10番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号10番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。この案件は本月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号10番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】 この案件は格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20番	20番説明いたします。この案件は今月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。この案件は今月 19 日に、高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号 2 番について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 5 号 2 番について議案書をもとに朗読】 この案件は牛舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件は牛舎等の建設を目的とした転用であります。今月 19 日に、井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 5 号 3 番について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 5 号 3 番について議案書をもとに朗読】 この案件は牛舎の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準等の詳細につきましては、別添・農地転用許可申請にかかる審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は今月 19 日に、高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号 4 番について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 5 号 4 番について議案書をもとに朗読】 この案件は格納庫及び作業場の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準等の詳細につきましては、別添・農地転用許可申請にかかる審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
14 番	14 番説明いたします。この案件は今月 19 日に、高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号1番、2番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。これらの案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第6号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号3番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番説明いたします。この案件は砂利採取申請を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第6号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第6号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号4番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第6号4は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第6号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号5番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 5 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 6 号 6 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 6 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は大野委員でございますが、本日総会に欠席されておりますので私の方から説明させていただきます。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 19 日に高橋委員、宗廣委員、事務局とで現地調査を行い採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 6 号 7 番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第 6 号 7 番について事務局から説明をいたします。
	(10 番 渡邊委員退席)
事務局	【議案第 6 号 7 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は渡邊委員であります。が、議事参与に当たりますことから高野委員が地区担当委員として現地調査を実施しましたが、本日総会欠席のため私から説明させていただきます。本件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 19 日に井田委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第6号7番は原案のとおり可決されました。 (10番 渡邊委員着席)
議長	次に議案第6号8番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号8番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21番	21番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第6号8番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第34回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。